

# 見 積 公 告

下記のとおり見積競争に付します。

平成 31 年 1 月 16 日

全国健康保険協会 京都支部  
支部長 守 殿 俊 二

## 1. 調達内容

- (1) 調 達 案 件 名 全国健康保険協会京都支部における職員研修の実施等に関する業務委託（接遇研修）
- (2) 調達案件の仕様等 仕様書等による
- (3) 履 行 期 間 契約締結日～平成 31 年 3 月 31 日
- (4) 納 品 場 所 仕様書による
- (5) 契 約 方 法 見積書を提出期限内に提出し、最低価格をもって見積書を提出した者を契約の相手方とする。なお、納品先までの運送費及び返却にかかる運送費、その他一切の費用も見積金額に含むこと。

契約の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、見積者は、消費税等にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった金額の 108 分の 100 に相当する金額を見積書に記載すること。

## 2. 競争参加資格

- (1) 全国健康保険協会会計細則第 25 条及び第 26 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成 28・29・30 年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において、近畿地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (4) 厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の適用を受けている者にあつては、直近 1 年間について保険料の未納がない者（健康保険組合等の適用を受けている者にあつては、直近 1 年間について厚生年金保険料に未納がない者）であること。また、厚生年金保険の適用を受けない場合は、事業主が直近 1 年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者であること。

## 3. 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出先及び仕様書等配布場所

〒604-8508 京都市中京区烏丸通六角下ル七観音町 634 カラスマプラザ 21

全国健康保険協会京都支部 企画総務グループ 電話 075-256-8630 担当：立松

- (2) 見積書の受領期限

平成 31 年 1 月 28 日（月）午後 0 時 0 分（郵送の場合必着）

## 4. その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書（請書）作成の要否 要
- (4) 詳細は別紙仕様書による
- (5) 提出方法等の詳細は、仕様書、見積説明書等による。
- (6) 見積結果は当協会受付前に掲示する。（決定業者には別途連絡する）

**【本件担当、連絡先】**

住 所：〒604-8508 京都市中京区烏丸通六角下ル七観音町 634 カラスマプラザ 21

担 当：全国健康保険協会 京都支部 企画総務グループ

（参加資格等）立松

（仕様内容等）早田

電 話：（企画総務）075-256-8630（直通）

F A X：075-256-8670

【参考】

全国健康保険協会会計細則（抜粋）

（競争に参加させることができない者）

**第 25 条** 契約責任者等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- （1）契約を締結する能力を有しないもの。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- （2）破産者で復権を得ない者。

（競争に参加させないことができる者）

**第 26 条** 契約責任者等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があつた後 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- （1）契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - （2）公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - （3）落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - （4）監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
  - （5）正当な理由がなく契約を履行しなかった者
  - （6）契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
  - （7）前各号のいずれかに該当する事実があつたことにより 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 契約責任者等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。